

令和2年度
国立大学法人高知大学年度計画

高 知 大 学

令和2年3月25日

【年度計画の記載について】

目標を達成するための措置の各項目について、上段に中期計画をゴシック体で記載し、下段に年度計画を明朝体で記載している。

(凡例)

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

中期
計画

(学士課程)

①-1 地域の課題等に対して興味・関心を持たせるため、全学の開設科目のうち 10%以上を「地域志向科目」として配置するとともに、地域社会に働きかけその解決策等を提案できる人材を育成するため、地域のニーズに対応したワークショップ等を年間 30 回以上実施することを通じて「地域協働」による教育を全学的に展開する。【1】

年度
計画

地域（高知県）を題材とした地域関連科目及び地域活動拠点や関連自治体・企業との連携によるワークショップを継続して実施するとともに、全学的に展開してきた「地域協働」による教育成果を総括する。

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
	(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置	1
	(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	2
	(3) 学生の支援に関する目標を達成するための措置	3
	(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置	3
2	研究に関する目標を達成するための措置	4
	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	4
	(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	5
3	社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置	7
4	その他の目標を達成するための措置	8
	(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置	8
	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	9
	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置	10
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
1	組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	11
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	11
3	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	12
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
1	外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	12
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	13
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	13
IV	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	13
2	情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	14
V	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	14
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	14
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	14
3	法令遵守に関する目標を達成するための措置	15
VI	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	16
VII	短期借入金の限度額	16
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	16
IX	剰余金の使途	16
X	その他	16
1	施設・設備に関する計画	16
2	人事に関する計画	16

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(学士課程)

- ①-1 地域の課題等に対して興味・関心を持たせるため、全学の開設科目のうち 10% 以上を「地域志向科目」として配置するとともに、地域社会に働きかけその解決策等を提案できる人材を育成するため、地域のニーズに対応したワークショップ等を年間 30 回以上実施することを通じて「地域協働」による教育を全学的に展開する。【1】

地域（高知県）を題材とした地域関連科目及び地域活動拠点や関連自治体・企業との連携によるワークショップを継続して実施するとともに、全学的に展開してきた「地域協働」による教育成果を総括する。

- ①-2 地域社会に働きかけその解決策等をグローバルな視点から提案できる人材を育成するため、全学部等の共通教育及び専門教育において国際的な視点を育てる科目を 10%以上配置する。【2】

全学において、海外フィールド実習及び海外・国内サービスラーニング等の国際関連科目を継続実施するとともに、取組状況と成果を総括する。また、英語による新規授業科目を開講する。

- ①-3 地域社会の発展に重要な役割を担う教員の養成機能を強化するため、学校現場で実践できるアクティブ・ラーニング型授業の活用手法や附属学校園での実践研究の成果を活用して、道徳教育、特別支援教育、小学校英語などの高知県の教育課題に応じた教職カリキュラム改革を実施し、実践力のある教員を輩出する。その上で、第 3 期中期目標期間中に、高知県における卒業生の小学校教員採用占有率 35%、中学校教員採用占有率 40%を達成する。【3】

新免許法に対応した教職教育カリキュラムを実施するとともに、令和元年度に実施した中間評価の結果を踏まえ改善、修正した教職キャリア形成プログラムを実施する。

(大学院)

- ①-4 大学院組織の再編に併せて、平成 33 年度までに地域のイノベーション創出に貢献できる高度専門職業人の育成に資する教育プログラムを構築する。特に、教職に関わる高度専門職業人の育成については、教職大学院を設置し、実習・事例研究を核とした現職教員・学部新卒者の学び合いを通じ高知県の教育課題に取り組む教育課程を編成することにより、実践的な指導力・展開力を備え、学校や地域における指導的役割を果たし得る教員を輩出し、修了者の教員就職率 80%を達成する。併せて、修士課程教育学専攻において実践的なプログラムを強化、充実することにより修了者の教員就職率 70%を達成する。【4】

地域のイノベーション創出に寄与できる高度な専門性を持った人材を育成する大学院教育プログラムを実施するとともに、引き続き、大学院組織の再編に向けて、教育プログラム等を検討する。

また、教職大学院においては、教職に関わる高度職業人の育成に向けた教育を実施する。修士課程教育学専攻においては、高知県の諸課題に対応した実践的なプログラムを実施する。

- ①-5 高知県教育委員会との連携協力により実施している大学院生及び現職教員を対象とした「中核的理科教員（GST）養成プログラム」において、カリキュラムを授

業拠点校等のニーズに対応したものととして充実させ、教員養成・研修機能を高めることにより高度な理科教育指導力と実践力を備え、地域教育の活性化に貢献できる人材を育成する。【5】

令和元年度に実施した中間評価の結果により、必要に応じて課題の修正を行い、CST 養成プログラムを継続実施する。

併せて、第4期プログラムの方向性や骨子について検討を行う。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 「地域協働」を核とした教育を実施し学生の能動的学修の促進を図り、その質を保証するため、学修の成果や到達度を客観的に評価するルーブリックを平成31年度までに開発し、全学的に実施する。また、能動的学修を支援するため、ラーニング・コモンズやメディア学習環境等の整備を行う。【6】(戦略性が高く意欲的な計画)

ディプロマ・ポリシーの到達度を可視化するために、ルーブリック評価指標を用いた学生による自己評価と教員によるパフォーマンス評価を全学部で実施するとともに、卒業生にディプロマ・サプリメントを発行する。

また、多様な手法を用いたアクティブ・ラーニング型授業について内容を充実させる。

さらに、学生のニーズを踏まえ、ラーニング・コモンズ等学習支援スペースの活用促進を図る。

- ①-2 学生の学習の質を保証し、実践的学修と理論的学修の統合を図るため、学生が様々な活動から得た知識や諸能力を振り返り、意味づけを行う「eポートフォリオ」を開発し、すべての学生に活用させる。【7】(戦略性が高く意欲的な計画)

「eポートフォリオ」の基本機能及び学部ごとにカスタマイズした機能を活用し、学生自身の振り返りやリフレクション面談、各学部の教育活動を行うことで、利用率の向上に取り組む。また、利用している学生及び教員にヒアリング等を実施し、実態に合わせて改善を行う。

- ①-3 教育のPDCA機能を強化するため、各学部に教育ファシリテーターを配置し、平成29年度までに各学部等の教育カリキュラムについての点検や教育改善に関する企画・立案を推進する体制を確立するとともに、教員の初任者研修を義務化し、指導力及び教育改善能力を保証する。さらに、学事暦の多様化の観点から、学期制の見直しに向けた検討を行う。【8】

各学部の内部質保証委員会を中心に、学修成果に基づいた教育改善に向けたPDCAを機能させる取組を行う。

また、卒業生アンケートの項目や実施方法の見直し及び教育の質保証の観点からシラバスの改善について検討を行う。

さらに、これまでの新任教員研修の成果をもとに改善した研修を実施するとともに、プログラム全体の検証を行う。

- ② 四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目(共通科目)及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。【9】

四国国立5大学で開発した共同実施科目を開講する。

また、開講した共同実施科目の履修状況や単位取得状況を確認するとともに、授業評価アンケートの結果等により教育効果を検証し、課題の洗い出しを行う。

さらに、eラーニングシステム(moodle)の学内利活用促進のため、教員向けス

キルアップ講習会を実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1 学生総合支援センター、学生何でも相談室、保健管理センター等の学内組織の機能を活用し、高知県等地域の関係機関との間で学生支援のノウハウを共有することで、メンタル面をはじめとした多様な学生に対する学生生活や地域社会での生活への適応、合理的配慮などの修学・生活支援を強化する。【10】

メンタルケア及び障害学生等に関する受験前相談、早期修学支援、障害者差別解消法に基づく対応等の改善効果を検証するとともに、学生支援に関する高知県内の行政機関、高等教育機関等との連携を研修会の実施・参加を通してさらに強化し、情報共有を行う。

また、「高知大学地方創生人材育成基金」や「高知大学修学支援基金」を活用した給付型の奨学金制度など学生に対する経済的支援を寄附者との意見交換及び活用報告により検証し、その結果に基づき継続する。

- ①-2 学生・教育支援機構、就職委員会、就職室及び地域連携推進センターが地域の雇用ニーズ及び学生のニーズ等を把握し、双方を繋ぐための方策を講じるなど、就職活動の支援を強化する。また、学生と地域企業の若手社員双方の自律化や学生と企業の協働による課題解決などを目的とする「協働型インターンシップ」等を展開し、学生の地域企業への理解を深めるなどにより学生のキャリア形成を強化する。【11】

就活の多様化に対応するため、進路希望調査（3年生）、内定状況調査（4年生）を実施し、学生の状況に合わせた個別対応を行うとともに、未内定学生向けマッチング事業を改善し実施する。

また、4年間を通じたキャリア教育の実施、就活支援や進路相談体制、相談記録システムの改善など学生のキャリア形成支援を推進する。

大学と企業等による協働型インターンシップを継続実施する。

- ①-3 ピア・サポート活動や正課外活動がもたらす学生の自己理解や他者理解、地域社会理解、他者支援、社会人基礎力の修得等の教育的効果を検証するとともに、リエゾンオフィス、学生総合支援センター等の学内組織の機能を活用し、学生の企画に対するサポート体制や支援策を充実することで、学生の自主的活動を促進する。【12】

学生リーダーシップセミナーにおいて、正課外活動の改善がもたらす教育的効果を啓発するとともに、活動状況に基づいた正課外活動助成を継続実施・検証する。

コラボレーション・サポート・パークの実績を検証し、運用方法等を見直す。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- ①-1 アドミッションセンターの機能を充実させることにより、学部改組が完了する平成29年度入試までに、各学部・学科等のアドミッション・ポリシーを入試形態ごとに定め、求める人材像を新たに構築するとともに、その方針に適合した入学者選抜を実施する。また、高等学校等での多様な学習成果や課外活動歴等を適切に評価するため、平成30年度入試から段階的に新たな入学者選抜方法を導入する。【13】

新入試に係る各学部・学科のアドミッションポリシーに基づき、高等学校までの

学修成果等を多面的・総合的に評価する入学者選抜を全学部において実施する。

- ①-2 高知県内の高等学校と協働で開発・実施してきた課題探究学習をはじめとするクリエイティブ系教育プログラムを活用し、高等学校の教員への授業改革支援を行うなど高大接続事業をより深化させ、高等学校教育の質の確保・向上に積極的に取り組むことで、地域の課題発見・解決等に積極的に関わることができる高校生を選抜する入試方法を開発・実施する。【14】

高知県や高知市教育委員会との連携のもと、高等学校における授業改革として、探求型教育プログラムの継続実施及び新規導入等を支援する。また、開発したルーブリックを活用し、新入試に係る各学部・学科が策定した主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度に関する評価基準に基づく入学者選抜を実施する。

- ①-3 四国地区国立5大学が連携して志願者の多様な活動歴等をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。【15】

インターネット出願による活動歴収集のシステムを活用し、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜を全学部で実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間における研究拠点の実績を踏まえ、学術研究の水準の向上及び強化に繋がる重点的研究領域、地域的特性の強い研究領域における新たな成果を創出するため、海洋、生命などに関する研究拠点を置き、研究資源を重点配分することにより、国際水準の研究を推進し成果を発信する。また、研究拠点の研究成果に関する総合的評価を平成30年度に実施し、評価結果に基づく組織体制の見直しや研究経費の傾斜配分等により、研究の質の向上を推進する。【16】

4つの研究拠点プロジェクトに対して研究経費を重点配分し、各プロジェクトにおいて研究戦略・方向性等に基づき独創的で先端的な研究を推進する。

また、成果報告会の開催やウェブサイトを活用し、研究成果等の情報を発信する。

- ①-2 研究者の創意や自発性に基づく学術研究及び地域的特性に関する諸課題を解決する研究を推進するため、異分野融合型のプロジェクトを立ち上げ、異分野の協力・連携を進展させ、多角的視点から取り組むことにより、新たなシーズを発掘し研究の発展に繋げる。特に、本学の地域的特徴である高知沖黒潮域をフィールドとして、多様な資源の成因や特徴を総合的に解明する黒潮圏海洋資源学の創成に向け、海洋資源管理に関する全学的な文理統合型の研究を展開する。【17】(戦略性が高く意欲的な計画)

異分野融合型のプロジェクト等により、個性的で特徴的な研究を推進する。また、「4次元統合黒潮圏資源学の創成」プロジェクトでは、海洋資源の形成環境や時間的発展過程を中心に追究する。

- ①-3 高知県の地理的環境における課題である大規模災害への備えを研究面から支援するため、自然、社会、教育及び医療の各分野が共同し防災研究を推進するとともに、産業界、行政及び民間と連携した防災プロジェクトを平成29年度までに立ち上げ、防災・減災の科学的研究を実施し、地域に還元する。【18】

行政及び民間等と連携したプロジェクトの活動を実施し、自然災害に対する実践的な防災技術の向上を目指した研究を実施する。また新たな連携プロジェクト

の発掘も推進する。

これらの研究に基づき、論文発表や学会等での発表、技術研究会などを行うとともに、地域で実施される防災関連の各種研修会及び講演会、小中学校や高等学校での授業、シンポジウムや研修会を通じ、社会に向け研究成果を発信する。

- ② 技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動（Proof of Concept 等）を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。【19】

四国産学官連携イノベーション共同推進機構（四国共同機構（通称：SICO））体制を維持し、大学が保有する知的財産の技術移転活動を推進し実施料収入の増加を図るとともに、新産業創出支援等の活動に参画する。

- ③ 地球掘削科学共同利用・共同研究拠点として、国際深海科学掘削計画（IODP）に関わる研究を中心とする地球掘削科学研究を推進するとともに、IODP 掘削提案の実現、各種海底エネルギー鉱物資源の成因モデルの構築、地球科学と生命科学や海洋天然物化学等との融合による新たな地球生命科学に関する研究を推進する。さらに、「ちきゅう」パートナーシップ制度を利用した海外研究者への分析機器の利用支援、コア試料の分析技術に関わるセミナーへの協力、アジア地域を中心とした大学・研究機関との連携協定締結の促進により、国際的な連携を強化するとともに、他大学、研究機関及び企業等の多様な機関との連携体制の構築を推進する。【20】

- 1) 国際深海科学掘削計画（IODP）を中心とする地球掘削科学に関する研究課題を広く継続公募するとともに、重点研究プロジェクトやその他の取組により国際水準の共同利用・共同研究を推進する。さらに、共同利用・共同研究拠点の中間評価結果の分析に基づいた改善への取組及び拠点の国際化を引き続き推進する。
- 2) 南大洋での IODP 掘削提案書改訂のための調査航海を行う。また、「ちきゅう」を用いた表層科学掘削プログラム（SCORE）に黒潮域の掘削計画を提案する。海洋研究開発機構等との共同研究を含む海底鉱物・エネルギー資源及び地球生命科学に関する基礎研究を実施する。地球温暖化や海洋プラスチック問題など近過去や未来の地球環境-生命圏に関する研究を推進する。
- 3) 海外研究者への分析支援や、令和元年度に初めて開催したコア試料の分析技術を指導する国際コアスクールを継続実施に向け検討する。また、海外研究者との国際共同研究の実施や国内外の研究者との共同シンポジウムを開催し、国内外の大学及び研究機関との更なる連携強化を図る。
- 4) 国連海洋法条約に基づき設立された International Seabed Authority の training program を2件受け入れ、国際的な海底資源人材養成を実施する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1 教育研究活性化事業において若手研究者へのスタートアップ支援や研究成果の公開を促進するための経費配分などにより、優れた研究者を育成するとともに、研究活動の活性化のため、データに基づく総合的評価結果による研究資源の配分や、研究者に対するインセンティブを付与する仕組を構築する。また、研究支援体制の強化のため、平成30年度までに研究支援コーディネーター等を育成する。これらの体制について、成果に基づく検証を行う。【21】

- 1) 若手研究者のための教育研究活性化事業や研究顕彰制度により、今後の活躍の

発展性が期待される優れた研究を表彰するなど、研究者支援やそのモチベーションの向上に取り組む。また JSPS 特別研究員や海外特別研究員応募に向けた学内の広報を強化する。

- 2) 競争的資金の獲得率向上のため、多様な競争的資金等の公募情報の情報収集・学内発信を強化するとともに、URA や研究支援コーディネーター等による申請書のブラッシュアップ体制を更に充実させるなど支援を強化する。また、研究活動の活性化や研究開発のマネジメントの強化等を支える研究支援コーディネーター等を学内で育成する。
- 3) 科研費の獲得に向け、研究者に対するインセンティブ付与等の支援を行うとともに、実施状況を検証し、支援のあり方の見直しを継続的に行う。
- 4) 研究支援フェイスブックによる SNS 発信を積極的に活用するとともに、SDGs の推進に取り組む。また、リサーチマガジンや高知大学の紀要である学術研究報告を年 1 回刊行するなど、本学研究活動の「見える化」を促進する。

- ①-2 設備の共同利用や再利用，再配置，新規整備を戦略的に行うマネジメントの仕組みを平成 29 年度までに構築し，設備整備に関する中長期マスタープランに基づく計画的な研究設備の整備を進める。また，大型研究設備の全学的利用を促進するため，技術スタッフによる設備の維持・管理支援，設備予約システムの運用等を通じた組織的取組を展開する。さらに，高知県内の高等教育機関等における教育研究活動の活性化に資するため，連携ワーキンググループを設置し，他機関との設備の共同利用を推進する。【22】

設備整備マスタープランに基づき，学内で保有する研究設備の適正な配置等を進める。また，基盤的設備等の修理等を戦略的に実施する。

学内設備の維持・管理など技術支援体制を強化するため，技術職員による研究支援内容の見直しや職員の配置，職員のスキルアップ，技術の継承等について改善を図る。また，高知コアセンター分析装置群共用システムとも情報共有等により積極的に連携する。

学内並びに他の高等教育機関との研究設備の共同利用の促進に向けて，本学の設備情報の管理や共同利用の方法等を周知するとともに共同利用機器の講習会を開催する。またその様子を本学の研究支援フェイスブックを活用して SNS 発信すること等を通じ，設備サポート戦略室の活動を積極的に学内外に「見える化」していく。

- ② 運営・支援体制を全国の学会及び利用者等の意見を反映して見直しを行うとともに，計測・分析機器の高精度・高解像化を図るなど，研究設備の整備や更新を行い，地球掘削科学における共同利用・共同研究拠点としての研究環境をより一層充実させ，拠点機能の高度化を推進する。また，海洋研究開発機構等と共同でセミナーやコアスクールを開催し，多様な教育研究の機会を提供することにより，国内外の若手研究者や大学院生に対して最新の研究手法，計測技術を習得させ，国際的に活躍できる若手研究者の育成及び裾野の拡大に繋げる。【23】

- 1) 平成 30 年度から開始した「IODP 特別支援」について，令和元年度に「ICDP」も追加対象とした運用を継続実施する。
- 2) 計測・分析機器の整備計画に基づく整備を継続し，共同利用コミュニティのニーズの高まりに応える。学会及び利用者等の意見を共同利用・共同研究拠点の運営・支援体制の改善に反映させるため，アンケート調査を実施する。また，国内の研究機関等と連携し，学術コアの保管・管理体制及び学術資料としての学術コアキュレーションの試験運用を開始し，ウェブサイトなどに公開することで利用を促進する。
- 3) 海洋研究開発機構等と共同で国内外からの来訪研究者によるセミナーを随時開

催し、多様な教育研究の機会を提供する。コアスクールの定期開催や共同利用制度を活用した学士・修士・博士論文研究の支援を行い、若手研究者・大学院生を実践的に育成する。また、国内外の若手研究者の派遣・受入プログラムを積極的に実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- ① 地域への定着及び地域再生の担い手の育成に資するため、全学の開設科目のうち 10%以上を地域への関心を喚起する「地域志向科目」として配置し、地域の視点を重視した教育を推進する。また、地域の再生・活性化に貢献するため、地域協働学部が中心となり、地域の教育フィールドを開拓するとともに、地域ニーズに対応したワークショップ等を年間に高知県内の 20 箇所以上で実施する。【24】

地域を題材とした地域関連科目を全開設科目のうち 10%以上配置し、地域の視点を重視した教育を推進する。

また、地域活動拠点や関連自治体・企業と連携し、地域の教育フィールドを開拓するとともに、地域のニーズに対応したワークショップ等を県内 20 箇所以上で開催する。

- ②-1 「高知大学インサイド・コミュニティ・システム (KICS)」において高知大学地域コーディネーター (UBC) が構築しているネットワークを活用した情報を集積・共有し、第 3 期中期目標期間中に、地域再生・課題解決及び雇用創出に資する連携事業を 30 事業展開する。【25】(戦略性が高く意欲的な計画)

UBC が構築しているネットワークを活用した地域相談会や地域再生研究会等の場を通じて収集した情報を集積・共有し、地域再生・課題解決及び雇用創出に資する連携事業を新たに 3 事業以上展開する。

- ②-2 UBC が構築したネットワークを活用しつつ、「高知県地域社会連携推進本部」等の地域との協議を通じて県内の諸課題を収集するとともに、高知県内全域にサテライト教室を設置し、地域の課題解決を図る場として、学生、教員及び地域住民が共に学び合う教育研究の機会を提供する。【26】

高知県全域に設置したサテライト教室の利用状況を点検し、「高知県地域社会連携推進本部」等、地域からの意見を踏まえ、年間 35 回以上活用する。

- ②-3 UBC の活動等を通じて、地域の雇用に関する課題等を収集し、インターンシップ先の新規開拓を含め、その実施方法等を充実させるとともに、高知県をはじめとする自治体や産業界等との連携強化により、学生の高知県内への就職率を第 3 期中期目標期間中に 36%以上に向上させ、地域再生に貢献する。【27】(戦略性が高く意欲的な計画)

高知県内の高等教育機関、高知県及び地元企業等と協働して「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」事業により構築した仕組みを継続して活用し、「地方創生推進士」を育成・輩出する。

- ③-1 地域の雇用創出に繋げるため、高知県産学官民連携センターでの活動を通じ、新規事業の発掘、事業構想に対する助言及び講座やワークショップの開催など、学学連携、異業種連携を推進するとともに、地域イノベーションに資する地域企業や自治体等との共同研究・受託研究等へと発展させる。このことにより、全学における共同研究・受託研究等の総件数を第 3 期中期目標期間中に 10%増加させる。

【28】

高知県産学官民連携センターでの活動を通じ、新規事業の発掘、事業構想に対する助言及び講座やワークショップの開催など、学学連携、異業種連携を推進するとともに、地域イノベーションに資する地域企業や自治体等との共同研究・受託研究等へ発展させ、全学における共同研究・受託研究等の総件数を第2期中期目標期間の平均件数より9%以上増加させる。

③-2 地域イノベーション及び社会イノベーション創出のため、実務家・企業経営者等による授業やワークショップなど、企業と連携した実践的な教育を展開する社会人養成プログラムとして第2期中期目標期間に構築した「土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業」を発展させるとともに、新規プログラム「社会人セカンドライフ学び直しプログラム（仮称）」を実施し、同プログラムをアクティブシニアなどに提供することにより、地域における学びの機会を拡大する。さらに、地域協働による教育で地域の視点を学んだ学生にも同プログラムを開放することで、人材育成の拠点としての機能を果たす。【29】

- 1) 高知県と連携した「土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業（土佐FBCⅢ）」において、食品産業の研究開発を担い、食品産業を成長に導く産業人材を育成するSコース及び研究開発の基礎となる知識・技術力を有した食品産業従事者を育成するBBコースを実施する。また、食の6次産業化プロデューサー（LEVEL1～3）の認定プログラムに基づく修士生の支援を継続して実施する。
- 2) 「社会人セカンドライフ学び直し（CCRC）プログラム」の試行結果に基づき、地域からのニーズ調査やヒアリング等を踏まえたプログラムを実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

（1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

①-1 学生に地域課題への関心を持たせるとともにグローバルな視点を修得させるため、諸外国における地域体験学習などの教育プログラムの充実を通じて、日本人学生の留学者数及び海外実習への参加者数を第3期中期目標期間中に延べ380人以上とする。また、「黒潮圏の持続型社会を目指す人材育成プログラム」による黒潮圏地域の特性を活かした教育研究をはじめとして、外国人留学生に対して地域課題に関する体験プログラムを提供することにより、国際連携を推進する。【30】

- 1) 希望者全員留学を目指し、海外派遣先の開拓、短期・長期プログラムの開発、助成財源の確保及び実施体制の整備を行い、順次派遣する。
- 2) 共通教育「グローバル・コミュニケーション」科目を開講し、協定校等で海外実習を継続実施する。令和元年度の参加人数、参加者アンケート結果等を踏まえ、海外実習について、夏季・春季分散実施を図る。
- 3) 令和元年度の参加人数、参加者アンケート結果等により改善を図った上、アメリカ協定校向けサマープログラムを実施する。
- 4) 共通教育「地域文化理解」について、中小企業団体や県と協力して地域産業への理解を深めるなど内容を充実させる。
- 5) 日本とインドネシアでの農山漁村地域をフィールドとした課題探求型サービ斯拉ーニングを通して、地域に立脚して未来社会の持続的発展に貢献できる国際的視野を備えた人材育成を実施する。
- 6) 黒潮流域圏、特に東南アジア沿岸域から博士課程に留学生を受け入れ、日本人学生とともにフィールドワークによる地域課題体験プログラムを通じて幅広い学際的視野、国際コミュニケーション能力を有する人材を育成する。

①-2 地域課題を含む国内外での国際セミナー・研修を第3期中期目標期間中に50件

- 以上実施することにより、海外諸国との教育研究交流や国際協力を推進する。【31】
- 1) JICA 研修を年間 4 件以上実施し、本学の強みと地域の特性を生かした国際協力に取り組むとともに、その内容や結果を学内や地域社会に還元する。また、地域課題対応型の研修を 2 件計画し、実施に向けて検討する。
 - 2) 国際化戦略経費等により「地域課題解決対応型国際セミナー・研修」を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ①-1 医療の質・安全の向上に資するため、クオリティ・インジケータ（診療の質指標）の測定結果の分析、評価、改善等を行う。特に医療安全や感染対策の質を向上させるため、医療従事者への教育・研修体制を充実するとともに、その取組について国立大学病院間相互チェック等を通じて、病院機能・運営を強化する。【32】
医療の質と安全性を高めるために、本院独自のクオリティ・インジケータ（診療の質指標）の項目を拡充しウェブサイト等により社会へ公表する。
安全な中心静脈カテーテル挿入に関する体制の整備を引き続き行うとともに、病院長院内ラウンドにより、現在の病院の問題点などを直接説明、また医療安全に係る問題を指導することにより現場の状況をタイムリーに捉え、関係部署との連携を図る。
感染対策、褥瘡予防対策などの指標分析や国立大学病院間相互チェックの外部評価の結果に基づく改善を継続的に行う。
- ①-2 地域医療の中核機関として、がん・地域医療・災害医療など社会的ニーズの高い医療に対応するため、がん治療センターを中心とした集学的治療や低侵襲性の治療技術の向上、救急医療体制の充実を行うとともに、トリアージ訓練など大規模災害に備えた災害医療教育を行い医療従事者の災害対応技能を向上させる。【33】
 - 1) 高知県の特徴的な疾患に対し地域の医療機関と連携を行い治療・予防など患者の QOL 向上に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院として、がんに対する集学的治療や低侵襲手術の適応拡大、がん緩和治療の充実を図る。
 - 2) 災害医療講演会や災害医療研修会などの災害医療教育を継続的に実施し、県下の行政機関や地域医療機関等と知識・課題の共有化を図る。
- ①-3 地域医療を担う大学病院として、在宅医療・介護連携の ICT システムを構築し、情報端末等を活用した在宅医療を推進するなど地域医療ネットワークを充実する。【34】
ICT を活用した医療・介護情報共有システムの機能の充実を図り、引き続き医療・介護連携体制の強化を図る。
- ② 地域医療等を担う医師・メディカルスタッフの養成や地域への定着を促進するために、地域医療の観点から卒前・卒後・専門医・生涯までの一貫したキャリアアップのための教育・研修プログラムを提供するなどの教育研修体制を整備する。【35】
高知地域医療支援センター及び医療人育成支援センターが協働して、新専門医制度に対応した卒前・卒後・専門医・生涯までのキャリア支援体制を強化し、シームレスに繋がる教育・研修プログラムを提供する。また、全病院スタッフの BLS 講習会を計画的に実施し、受講率の向上を図る。
- ③ 次世代医療創造センター及び先端医療学推進センターを中心に、我が国初となる「小児脳性麻痺に対する自己臍帯血輸血による治療研究」をはじめ、再生医療における臨床及び基礎研究などに取り組み、特色ある先端医療研究を実施し、新し

い診断・治療法の開発・導入を推進する。【36】

次世代医療創造センター及び先端医療学推進センターを中心に、「脳性麻痺など小児神経障害に対する自己臍帯血輸血療法」や「がんペプチドワクチンの開発」などの先進医療・再生医療を推進し、新しい診断・治療法の開発や導入を促進する。

④-1 患者本位の医療サービスや医療を取巻く環境の変化に対応するため、第2期中期目標期間から継続している病院再開発を着実にを行い、質の高い医療環境を整備する。【37】

継続的に附属病院再開発計画の検討を行う。再開発の整備方針に基づき具体的な整備計画の策定を行い、令和3年度施設整備費概算要求書を作成し、文科省に提出する。医療環境では、臨床検査室の品質・能力（ISO15189）を維持する。

④-2 安定的な経営基盤を確保するため、経営管理指標、診療科別診療状況等から経営状況を把握・分析を行い、効果的な増収策及び経費削減に向けた改善策を策定・実施し、健全で効率的な運営を行う。【38】

安定的な経営基盤を確保するために、国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）等を活用して、前年度経営管理指標等の分析を行い、数値目標を設定するとともに、更なる増収及び経費削減について検討し効率的な運営を行う。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

①-1 高知県における指導的教育実践研究の拠点となるため、ICTの活用などにより、学力・体力の向上、学級経営力の強化、発達障害児等への支援・指導体制、特別支援教育など高知県の教育課題や国の教育政策に対応した先導的・実験的な研究を教育学部と協働して実施し、研究成果に基づく地域の学校現場の教員への助言や高知県教育委員会等が行う現職教員研修プログラムの開発支援等を通じて地域に貢献する。さらに、その研究成果を教員養成における教育実習の指導や教職関連の授業に取り入れる。【39】

- 1) 学部と附属学校園の協働によって先導的・実験的な研究を継続実施するとともに、その評価に基づき研究課題・方法等を改善する。
- 2) 高知県教育委員会等と協働して開発した現職教員研修プログラムを継続実施するとともに、その評価に基づき内容・方法等を改善する。
- 3) 附属学校園での研究成果を取り入れた教員養成を実施し、その評価に基づき内容・方法等を改善する。

①-2 毎年度、附属学校園を活用した研究計画を策定し、附属学校園と学部の教員による協働型授業などを実施するとともに、学校現場で指導経験のある学部教員の割合を30%とすることにより、学部教員の実践的指導力の強化に繋げる。また、附属学校園での教育実習と実地授業の振り返りによる「教材開発演習」を組み合わせることにより、学生に質の高い実践的学習の場を提供し、学校現場における実践的課題解決に資する能力を身に付けさせる。【40】

- 1) 学部教員の教育実践的指導力の向上を目的に、附属学校園を活用した附属学校園と学部の教員による協働型授業などを計画・実施し、学部教員が学校現場で指導する方法や内容を改善する。
- 2) 教育実習等を学部と連携して計画実施し、教育実習の省察を行う「教材開発演習」を、方法や内容を改善して実施する。

- ①-3 高知県教育委員会との連携により、高知県教育委員会を構成員に加えた「拠点機能推進委員会（仮称）」を平成 28 年度に設置し、高知県の教育課題に対応した附属学校園の運営方策の検討や教育実践研究拠点の観点から附属学校園の機能を検証する。【41】

「拠点機能推進委員会」において、附属学校園の教育実践研究拠点としての機能について、成果と課題を検証し、改善策を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 社会や地域のニーズに適切に応えるため、外部有識者の意見をより反映できるよう組織運営改革を行うとともに、内部統制システムの中核的役割を担う学長懇談会への監事の出席や学長選考会議における学長の業績評価にあたって監事に意見を求めるなど監事機能を強化し、学長と部局長との意見交換会等を定期的実施することにより、学長のリーダーシップの下で、法人運営組織（役員会・機構等）と教育研究組織それぞれの役割の明確化と相互のビジョンの共有を推進する。【42】

外部有識者の意見を大学運営により一層反映できるよう、検証結果を踏まえた経営協議会、地域協働学部 of 学部運営会議等を運営するとともに、理工学部の外部運営委員会の運営方法等について検証を行う。また、学長と部局長との意見交換を定期的実施するとともに、内部統制システムの中核を担う本部運営会議への監事の出席を求める。

- ② 企画・評価・IR 等を担当する各種機構と学長、役員、部局長などとの定期的な意見交換の場を構築し、恒常的に PDCA サイクルへ反映するなど、法人運営組織のより一層の活用・充実により、学長のリーダーシップを支える体制を強化するとともに、大学運営の重点事項や部局による自律的な改革等に対する学長裁量による戦略的な人員配置・予算措置等を行う。【43】

各種機構長と学長、役員等との意見交換の定期的な実施により、大学運営に関する課題の把握、分析等を行い、PDCA サイクルへ反映させるとともに、大学運営の重要事項及び部局による自律的な改革等に対する学長裁量による戦略的な人員配置・予算措置等を行う。

- ③ 優秀な研究者を確保するため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる大学教員への年俸制適用者を 60 人以上とする。また、ワーク・ライフ・バランスのとれた労働環境を充実するために労働時間の多様化及び育児・介護支援制度等の整備を推進するとともに、女性研究者の増加に向けた取組を行う。併せて、大学運営における女性の積極的な登用により、第 3 期中期目標期間末における管理職に占める女性の割合を 15%以上とする。【44】

- 1) 国立大学法人等における人事給与マネジメント改革を促進するため、新しい給与システムである新年俸制を導入する。
- 2) 次世代育成企業認証（くるみん認定）の取得を目指し、仕事と子育て、介護の両立支援、業務の効率化と超過勤務の縮減に向けた取組、育児・介護等の支援、男性の家事・育児・介護等への参画を推進する取組を実施する。また、女性活躍に関するセミナーや女性研究者の研究支援制度を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ①-1 第 2 期中期目標期間に実施した地域協働や海洋等に関する教育組織の再編を継

続するとともに、理学分野について「防災工学」、「応用化学」等の工学分野を強化した教育組織の再編を行う。また、高度専門職業人としての学校改善リーダーを養成する教職大学院の設置や学士課程組織の改組を踏まえた大学院組織の再編を平成33年度までの間実施する。教員養成に係る学生定員については、第3期中期目標期間に、社会情勢も踏まえて検証を行う。【45】（戦略性が高く意欲的な計画）

工学分野を強化した「理工学専攻」、海洋科学分野を強化した「農林海洋科学専攻」および新設した「地域協働学専攻」において教育を開始するとともに、令和4年度を目指し博士課程の工学分野を強化するための大学院改組に向けた準備を進める。また、教職大学院の充実等に向けた検討を行う。

平成27年度に教員養成機能に特化した教育学部の学生定員について、就職実績等を踏まえ検証を行う。

- ①-2 現代社会の喫緊の課題である社会的イノベーション創発のための中核的組織を平成30年度までに整備し、地域協働、産学協働、文理融合そして協働企業社員の教員化（有期）を基盤にした社会的イノベーションの持続的創発及び担い手養成の各システムを確立する。さらに、全学の教育研究機能及び人材育成機能との有機的連動や学生の参画を仕組化することで「地域活性化の中核的拠点」形成を強力に推進する。【60】

希望創発センターにおいて、企業派遣教員等による学習プログラムの充実を図り、学生及び企業人が参画する研究会を継続実施する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ①-1 第2期中期目標期間に実施してきた職員へのヒアリングや「業務改善レポート」を踏まえて「業務改善計画」を策定し、同計画に基づいた事務組織の見直しや業務の精査、標準化などを通じ、事務組織の合理化や事務処理の効率化を推進する。【46】

「業務改善計画」に基づき、業務改善室を中心に事務組織の合理化、事務処理の効率化を推進する。また、見直しの必要のある業務を精査し、随時、「業務改善計画」を更新する。

- ①-2 大学を取り巻く環境の変化をとらえ諸改革に適切に対応するための業務遂行能力や政策形成能力等を事務職員に身に付けさせるため、「高知大学事務職員の能力開発に関する基本方針及び基本計画」に基づく事務職員の研修実施方法の改善を毎年行い、その改善点を踏まえた「基本方針及び基本計画」の見直しを第3期中期目標期間中に行う。【47】

「高知大学事務職員の能力開発に関する基本方針及び基本計画」に基づく事務職員の研修を実施するとともに、アンケート等によりプログラム等の改善を行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①-1 科学研究費助成事業や共同研究などの外部資金等を増加させるため、優れた研究を活性化するためのインセンティブを付与する仕組の構築など研究力向上に向けた取組を通じて、新たな外部研究資金の獲得に繋げる。また、財政基盤の維持・強化のため、広報戦略に基づいた基金の拡充など自己収入の増加に向けた取組を実施する。【48】

科研費や JST 戦略的創造研究推進事業等の多様な競争的資金等の公募情報の情報収集・学内発信を強化するとともに、URA や研究支援コーディネーター等による応募書類のブラッシュアップ体制を更に充実させるなど、支援等の取組を実施し、外部資金等の獲得のための研究活動の活性化・支援を行い、採択状況等の効果を検証し、必要に応じて支援策の見直しを行う。

また、「高知大学さきがけ志金」及び「高知大学修学支援基金」の拡充を図るため、広報活動により募金活動を行う。

①-2 病院経営の基盤強化を図るため、附属病院収入の増加に向け、経営管理指標等から経営状況の把握・分析を行い、効果的な増収策を策定・実施する。【49】

附属病院収入の増加に向けて、HOMAS2 等を活用して経営管理指標等の分析を行い、附属病院収入等の数値目標を設定するとともに、更なる増収方策についても検討を行い、実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①-1 財務情報の経年比較や同規模大学との比較など決算分析結果を活用し、毎年度経費削減計画を策定することにより経費の抑制を行い、第3期中期目標期間の業務費に対する一般管理費の平均比率を3%以下とする。【50】

令和元年度に見直した経費節減計画を実行し、第3期中期目標期間の業務費に対する一般管理費の平均比率を3%以下とするよう継続的な経費抑制に取り組む。

①-2 平成28年度に「人件費削減計画」を策定し、第3期中期目標期間最終年度において第2期中期目標期間最終年度比5%以上の人件費削減を行う。【51】

「第3期中期目標期間 教員人事の基本方針」により、退職者の後任不補充及び早期退職制度の運用を行い、人件費削減を行うとともに、引き続き、教員数の管理について、従前のポイント制に代わる新たな制度を検討する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① キャッシュ・フローの状況を踏まえ、毎年度「資金管理計画」を策定し、随時、余裕金を把握することにより効率的な運用を行う。また、土地・建物等の保有資産については、年度毎その利用状況を分析し利用を促進するとともに、利用実績を踏まえた貸付料金の見直しを行うなど収益も考慮した運用を行う。【52】

保有する資金（余裕金）を的確に把握するため資金管理計画表を作成し、余裕金に占める運用金額の割合を第2期中期計画期間の平均以上として運用を実施する。

また、土地・建物等の保有資産の有効活用について、利用状況を分析し、活用策や利用対象の見直し等により利用を促進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 教育研究の質を向上させるため、教員の教育活動及び研究成果に関する業績データに基づき教育研究活動を評価分析するとともに、第2期中期目標期間に見直した教員の自己点検・評価を検証・改善する。また、部局単位で毎年実施している組織評価については、組織の特性に応じた評価項目の新設や重点項目の設定など、

評価項目の見直しを平成30年度までに実施する。【53】

教員の個人評価システム改革に係る検討結果を踏まえ、本学の教育研究の活性化や内部質保証に資する新しい教員評価制度を構築する。また、内部質保証システムの実施状況を検証する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① 研修等の機会を通じて学内の広報マインドを向上させ、教育研究活動や社会貢献活動等の情報を組織的に収集するとともに、ソーシャルメディアを活用するなど戦略的な広報を展開することにより、本学に関する新聞報道件数を第2期中期目標期間より20%増加させる。【54】

広報体制の充実及び戦略的な広報活動を行い、地域を支える大学としての本学の魅力・特色ある取組を積極的に情報発信するとともに、広報マインドの向上のために、研修や定例記者会見などを継続して実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① キャンパスマスタープランの見直しを行い、多様な財源を活用した手法を取り入れ、施設整備を計画的に進めるとともに、老朽施設の機能改善や既存施設の有効活用などにより教育研究環境を充実させるため、施設の利用状況を踏まえたスペースの用途変更や再配分、共通スペースの新たな確保（500㎡以上）などの取組を推進する。【55】
 - 1) 「高知大学キャンパスマスタープラン2016」の計画に基づき、岡豊キャンパスや物部キャンパスの総合研究棟改修などの学内整備を計画的に行うとともに、共通スペースを確保する。
 - 2) 多様な財源を活用し、老朽施設の機能改善を実施する。
 - 3) 既存施設の有効活用状況及び危険箇所の把握のため、施設パトロールを実施する。
 - 4) 「高知大学キャンパスマスタープラン2016」（2016～2020）の内容を見直し、「高知大学キャンパスマスタープラン2021（仮称）」（2021～2025）を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ①-1 発生時を想定した危機事象ごとの訓練等を通じて、危機管理体制の検証を行い、対応マニュアル等を改善するとともに、特に南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え策定した、「高知大学事業継続計画」に基づく平常時からの減災対策を推進する。また、重点的な資源配分により非構造部材の耐震対策及び防災設備の強化を行い、災害時避難拠点の整備を行うとともに、安全・安心な教育研究環境について基盤の確保を図る予防的修繕や、「バリアフリー」、「わかりやすさ」などユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行う。【56】
 - 1) 安否確認システムを使用した訓練や危機事象ごと（特に災害時における初動）の訓練等を実施するとともに、危機管理体制における避難場所や備蓄品などの施設・設備について検証を行う。また、危機管理マニュアル等について必要な改善を行う。
 - 2) 防災意識、防災対策の向上のため、朝倉、岡豊、物部及び小津の各キャンパスにおいて防災訓練を実施する。

3) 非構造部材の耐震のため、岡豊及び物部キャンパスの総合研究棟の改修を実施する。また、電気・給排水設備のライフラインの更新や点字ブロック補修などのバリアフリー対策を進める。

①-2 安心して教育・研究に専念できる環境を充実するため、重点項目を定めるなど職場巡視を強化し研究室等の点検整備を行うとともに、「安全衛生管理基本計画」に基づく取組の検証を行い改善する。また、毒物及び劇物等の規制対象物質の適正な管理・使用を徹底するため、管理マニュアルを平成29年度までに策定するとともに、年3回以上の研修活動による啓発を行う。併せて、薬品管理システムによる管理状況の把握や定期的な点検による監視体制を強化する。【57】

- 1) 「国立大学法人高知大学安全衛生管理基本計画」に基づく取組検証結果を踏まえたフィードバックを行い環境改善に取り組む。
- 2) 新規採用者対象のオリエンテーションで衛生管理者試験の積極的な受験を働きかける等、衛生管理者有資格者の増員を図り、安全・衛生に対する意識の高い職員を増やす。また、重点項目を定めるなど職場巡視を強化し、研究室等の点検整備を行う。
- 3) 毒劇物等の適正な管理・使用の徹底等、職場における安全衛生管理活動として、多くの教職員に参加を促し認識を深めてもらうため開催日時を考慮し年3回以上の安全衛生研修会を実施するとともに、薬品管理システムによる管理状況の把握や点検のため実地調査やヒアリングを行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

①-1 第2期中期目標期間に策定したコンプライアンス・ガイドラインに基づき研究費の管理、個人情報管理、ハラスメント防止、情報セキュリティ等に関する研修会を計画的に実施するとともに、コンプライアンス基本チェックシートによる教職員の自己評価を毎年実施する。また、自己評価の結果を踏まえ、研修内容やチェックシート項目の見直しをはじめとしてコンプライアンス体制やコンプライアンス・ガイドラインの見直しを行う。【58】

研修会やコンプライアンス基本チェックシートによる教職員の自己評価を継続して実施し法令遵守の徹底を図るとともに、研修会の内容やチェックシート項目の見直しなど、自己評価結果等を踏まえたコンプライアンス体制やコンプライアンス・ガイドラインの見直しを継続的に行う。

①-2 公的研究費の適正な管理及び研究活動における不正行為の防止を徹底し、学術研究に対する社会からの信頼性を確保するため、「研究費使用ハンドブック」を改訂し、研究費不正使用防止等研修会を年6回以上実施するとともに、研究倫理教育の義務化など研究倫理の定着に向けた取組を積極的に推進する。【59】

研究費不正使用防止等研修会は、科研費説明会等の多数の教職員が集まる場を活用するなど、可能な限り多くの受講機会を提供できるよう工夫を行い実施する。

研究倫理教育等について、E-learningを活用した研究倫理教育を実施し、未受講者への受講を徹底させ、研究者倫理を向上させる。また、ガイドライン等の規定に対応した「研究費使用ハンドブック」の改訂を行い、活用を促進するなど、教職員に対する公的研究費の適正な管理及び研究活動における不正行為の防止を徹底する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

2,414,377 千円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡する計画

該当なし

○重要な財産を担保に供する計画

附属病院施設整備及び附属病院設備整備に必要な経費の長期借入にあたっては、本学の土地、建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
・(岡豊) ライフライン再生(電気設備) ・(医病) 病棟等 ・(岡豊) 総合研究棟改修Ⅲ(医学系) ・(物部) 総合研究棟改修(農林海洋系) ・(小津) ライフライン再生(給排水設備) ・小規模改修	総額 1,798	施設整備費補助金 (1,383) 長期借入金 (378) (独) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (37)

(注) 金額については見込であり、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

1. 戦略的な人員配置

学長の裁量により戦略的に配置することができる人員枠を確保し、大学運営の重点事項や部局による自律的な改革等に対応できる人員を配置する。

2. 優秀な人材の確保と男女共同参画の取組推進

ワーク・ライフ・バランスのとれた労働環境の整備を推進する。

3. 人材育成

事務職員の能力の開発と向上を図るために、「高知大学事務職員の能力開発に関する基本方針及び基本計画」に基づき、事務職員への研修を実施するとともに実施方法の改善を行う。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数	1,470名
また、任期付職員数の見込みを	360名とする。
(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み	16,657百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位: 百万円)

収入	
運営費交付金	9,853
施設整備費補助金	1,383
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	380
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	37
自己収入	23,006
授業料, 入学金及び検定料収入	2,976
附属病院収入	19,536
財産処分収入	0
雑収入	494
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,630
引当金取崩	263
長期借入金収入	378
貸付回収金	0
目的積立金取崩	39
出資金	0
計	36,969
支出	
業務費	32,125
教育研究経費	13,137
診療経費	18,988
施設整備費	1,799
船舶建造費	0
補助金等	380
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,630
貸付金	0
長期借入金償還金	1,035
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	36,969

[人件費の見積り]

期間中総額 16,657百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

費用の部	36,158
經常費用	36,158
業務費	32,112
教育研究経費	2,787
診療経費	10,323
受託研究費等	1,059
役員人件費	94
教員人件費	7,897
職員人件費	9,952
一般管理費	988
財務費用	86
雑損	0
減価償却費	2,972
臨時損失	0
収益の部	36,164
經常収益	36,164
運営費交付金収益	9,853
授業料収益	2,873
入学金収益	383
検定料収益	84
附属病院収益	19,733
受託研究等収益	1,083
補助金等収益	336
寄附金収益	571
施設費収益	155
財務収益	7
雑益	487
資産見返運営費交付金等戻入	314
資産見返補助金等戻入	203
資産見返寄附金戻入	57
資産見返物品受贈額戻入	25
臨時利益	0
純利益	6
目的積立金取崩益	0
総利益	6

※損益が均衡しない理由

会計制度上、国からの承継資産、借入金及び自己収入等により取得した資産にかかる減価償却費が資産見返戻入（収益）の対象とならないこと、借入金にかかる債務償還経費の元金が費用対象とならないことにより、収支不均衡となる。

3. 資金計画

令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

資金支出	40,261
業務活動による支出	33,507
投資活動による支出	2,157
財務活動による支出	1,842
翌年度への繰越金	2,755
資金収入	40,261
業務活動による収入	35,656
運営費交付金による収入	9,847
授業料, 入学金及び検定料による収入	2,976
附属病院収入	19,536
受託研究等収入	1,059
補助金等収入	380
寄附金収入	571
その他の収入	1,287
投資活動による収入	1,427
施設費による収入	1,420
その他の収入	7
財務活動による収入	378
前年度よりの繰越金	2,800

(別表)

学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

人文社会科学部	人文社会科学科 第3年次編入学	1,100人 20人
教育学部	学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野520人)	520人
理工学部	数学物理学科 第3年次編入学 情報科学科 第3年次編入学 生物科学科 第3年次編入学 化学生命理工学科 第3年次編入学 地球環境防災学科 第3年次編入学	220人 4人 120人 4人 180人 4人 280人 4人 160人 4人
医学部	医学科 第2年次編入学 (うち医師養成に係る分野685人) 看護学科 第3年次編入学	660人 25人 240人 20人
農林海洋科学部	農林資源環境科学科 農芸化学科 海洋資源科学科	360人 180人 260人
地域協働学部	地域協働学科	240人
総合人間自然科学研究科	人文社会科学専攻 (うち修士課程18人) 教育学専攻 (うち修士課程24人) 理学専攻 (うち修士課程75人) 理工学専攻 (うち修士課程55人) 医科学専攻 (うち修士課程30人) 看護学専攻 (うち修士課程24人) 農学専攻 (うち修士課程59人) 農林海洋科学専攻 (うち修士課程55人) 地域協働学専攻 (うち修士課程3人) 教職実践高度化専攻 (うち専門職学位課程30人) 応用自然科学専攻 (D) (うち博士課程18人) 医学専攻 (D) (うち博士課程120人) 黒潮圏総合科学専攻 (D) (うち博士課程18人)	18人 24人 75人 55人 30人 24人 59人 55人 3人 30人 18人 120人 18人
教育学部附属幼稚園	124人 学級数 5	
教育学部附属小学校	678人 学級数 21	
教育学部附属中学校	420人	

教育学部附属特別支援学校	学級数 12 60人 学級数 9
--------------	------------------------

(注) 右欄の人数は、令和2年度における学生収容定員を示す。